○農林水産省告示第千二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字川戸字神林二五二四の五・二五二五の五・二五二五の六・二五三一の三・二五三二の二（以上五筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県伊勢市二俣町字東万所五七六の二（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　砂防設備用地とするため

○農林水産省告示第千二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町早楠字鷹羽重一五六二の九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字駒帰字櫛波口上ヌ四〇六の六・四〇八の六・四〇九の三・四〇九の四（以上四筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　中央自動車道長野線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
松本市大字笹賀五六五二番一一六から同市大字神林字原田四二〇六番二まで	前	最大 三九 最小 二六	一五三
	後	最大 三七 最小 二二	

○国土交通省告示第八百二十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
豊田市花園町林四番一から同市花園町林三番まで	前	最大 七七 最小 六八	三五
	後	最大 六八 最小 五〇	

○近畿地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号及び百六十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
敦賀市道口七号瀬戸川二八番一から同市鳩原一号万道越一五番一まで	前	一〇・四七～四九・六六	〇・五三九
	後	一一・〇八～四九・六六	〇・五三九

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　敦賀市道口七号瀬戸川二八番一から同市鳩原一号万道越一五番一まで　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十日

○九州地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕